

循環型社会形成に向けた取組について

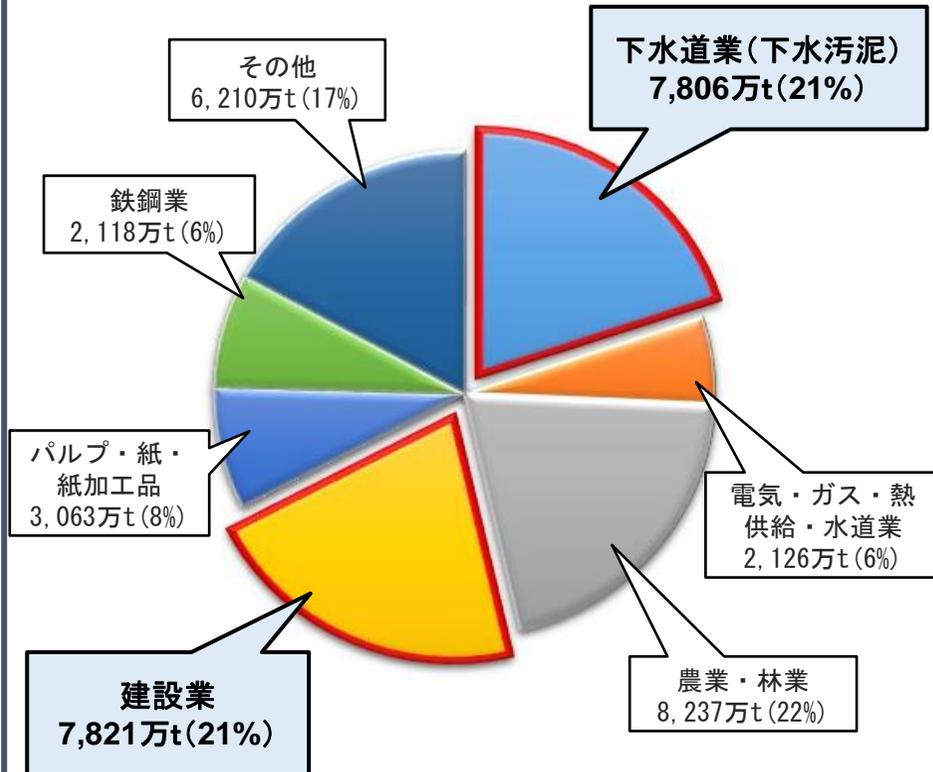
令和5年7月26日

国土交通省

総合政策局環境政策課

- 国土交通省は、産業廃棄物排出量の約4割を占める下水汚泥及び建設廃棄物の排出事業を所管
- 「循環型社会形成推進基本計画」等を踏まえ、廃棄物等の発生抑制、循環資源の利用による環境負荷を低減

産業廃棄物の業種別排出量 (国土交通省の所管事業)



出典: 環境省 産業廃棄物の排出及び処理状況等(令和2年度実績)

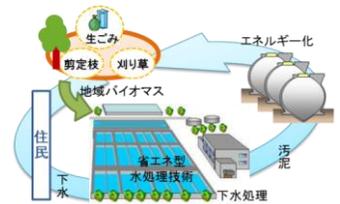
国土交通省における主な取組

(1) 建設副産物に関する取組

- 質を重視する建設リサイクルの推進
- 建設発生土の適正処理の推進

(2) 下水道資源の有効活用の推進

- 下水道バイオマス等の利用推進に向けた革新的技術の導入促進



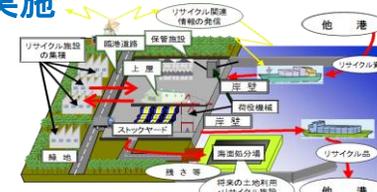
下水道における地域バイオマスの利活用

(3) 長く使える住宅ストックの形成

- 長期優良住宅の普及

(4) リサイクルポート施策の高度化等の実施

- 鉄スクラップ資源の国際流動への対応など、リサイクルポートを核とする静脈物流システムの構築を推進
- 産業副産物の有効利用等の社会情勢やニーズ変化への対応



リサイクルポートのイメージ

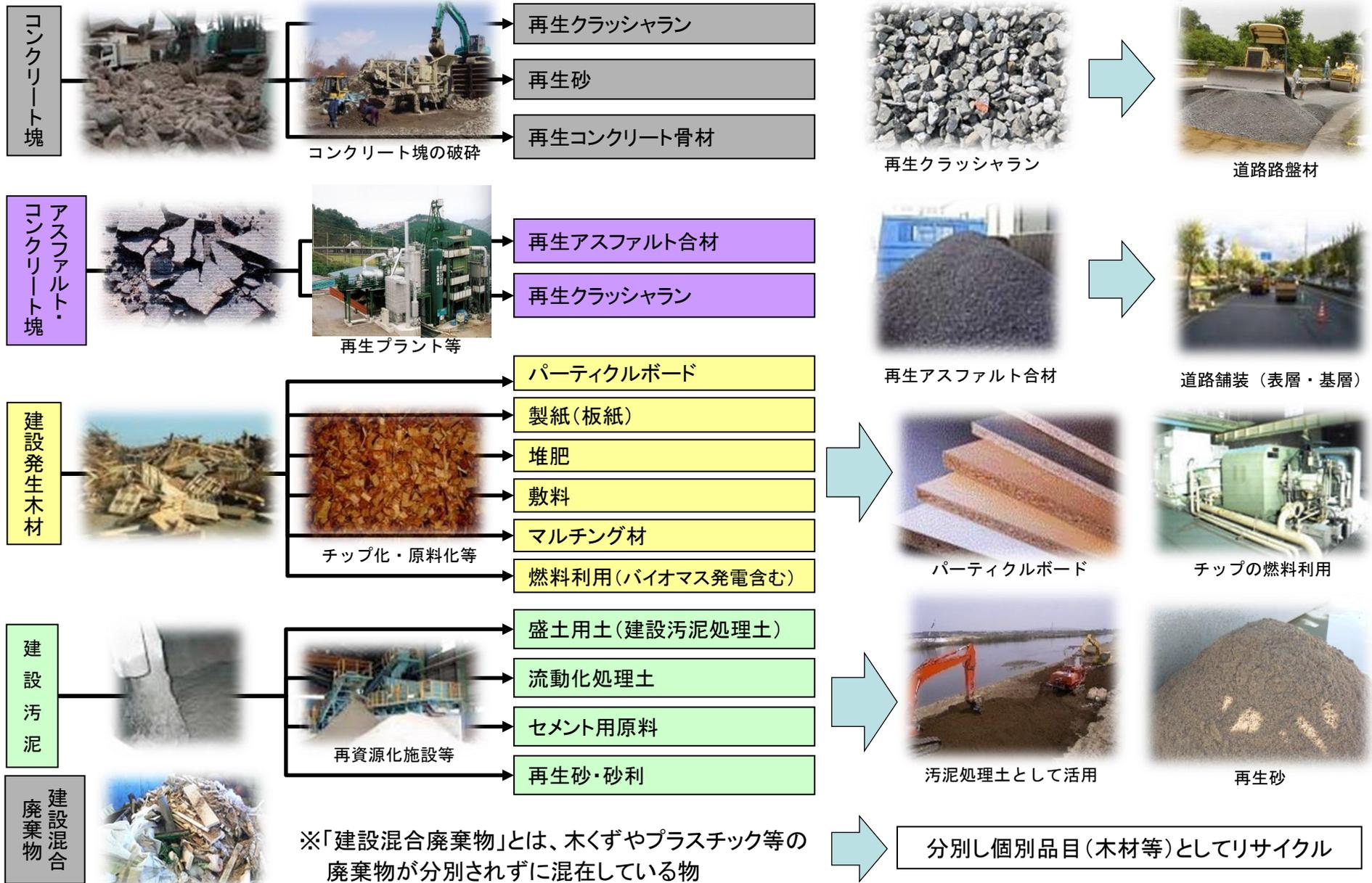
(5) 持続可能な航空燃料(SAF)に関する取組

- 持続可能な航空燃料(SAF)※の導入を促進

※SAF(Sustainable Aviation Fuel):

- バイオジェット燃料を含む持続可能な航空燃料
- 化石由来のジェット燃料と比較して約60%~約80%のCO2削減効果
- 原料: 廃食用油、サトウキビ、木質バイオマス(セルロース)、都市ごみ、廃棄プラスチック、廃ガス等

建設副産物リサイクルのながれ



建設リサイクル推進計画2020～「質」を重視するリサイクルへ～

計画の位置づけ

- 中長期的に取り組むべき建設副産物のリサイクルや適正処理等を推進するため、国土交通省における建設リサイクルの推進に向けた基本的考え方、目標、具体的施策をとりまとめた計画。

計画のポイント

- 維持・安定期に入ってきた建設副産物のリサイクルについて、今後は「質」の向上が重要な視点。
- 建設副産物の再資源化率等に関する2024年度達成基準値を設定し、建設リサイクルを推進。

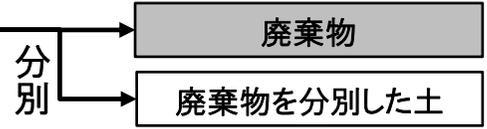
計画期間・目標設定

- 計画期間：最大10年間。必要に応じて見直し。
- 目標設定：2024年度を目標とし、今後5年間を目途に施策を実施。

建設リサイクル推進計画2020の達成基準値

品目	指標	2018 目標値	2018 実績値	2024 達成基準
アスファルト・コンクリート塊	再資源化率	99%以上	99.5%	99%以上
コンクリート塊	再資源化率	99%以上	99.3%	99%以上
建設発生木材	再資源化・縮減率	95%以上	96.2%	97%以上
建設汚泥	再資源化・縮減率	90%以上	94.6%	95%以上
建設混合廃棄物	排出率	3.5%以下	3.1%	3.0%以下
建設廃棄物全体	再資源化・縮減率	96%以上	97.2%	98%以上

建設工事から発生する土



…廃掃法に基づき適正に処理

資源有効利用促進法※に基づき再生資源として利用



※資源有効利用促進法は、使用済物品や副産物（建設発生土も対象）の発生抑制及び再生資源等の利用促進に関して所要の措置を講じるもの。

指定利用等の徹底

- 全ての公共工事発注者に指定利用等の原則実施を要請 ⇒ 処分費の積算への計上を徹底
- 継続的に大規模な建設工事を発注している民間工事発注者には、指定利用等の実施や、それが困難な場合でも元請業者により適正処理が行われることを確認するよう求める

【指定利用等の取組状況】

国	: 99%
都道府県	: 88%
政令市	: 77%
市区町村(政令市除く)	: 69%

※H30建設副産物実態調査結果(土量ベース)

建設発生土の計画制度の強化

【現行制度】資源有効利用促進法により元請業者に対し、搬出先(他の工事現場、残土処分場等)等を記載した再生資源利用促進計画書の作成・保存を義務付け

- 計画書の作成対象工事の拡大（土砂1,000m³ → 500m³）、保存期間の延長（1年 → 5年）、発注者への報告と建設現場への掲示を義務化【省令改正：R4.9.2公布、R5.1.1施行】
※併せて事業所等への立入検査等の対象事業者を拡大し、チェック機能を強化【政令改正：R4.8.30閣議決定、R4.9.2公布、R5.1.1施行】
- 搬出先の盛土規制法の許可の事前確認及び搬出後の土砂受領書等の確認、工事現場の土壌汚染対策法の手続確認を義務化【省令改正：盛土規制法の施行に合わせ施行(R5.5.26)】
ストックヤード運営事業者の登録制度の創設により、ストックヤードからの搬出先を明確化【告示：盛土規制法の施行に合わせ施行(R5.5.26)】

【再生資源利用促進計画書】(イメージ)

計画書	
請負会社	: ●●株式会社
工事所在地	: ●●市●●町●●
建設発生土	: ●●●● m ³
搬出先	: ●●工事 ●●●● m ³ ●●処分場 ●●●● m ³
コンクリート	:
アスファルト・コンクリート	:
木材	:



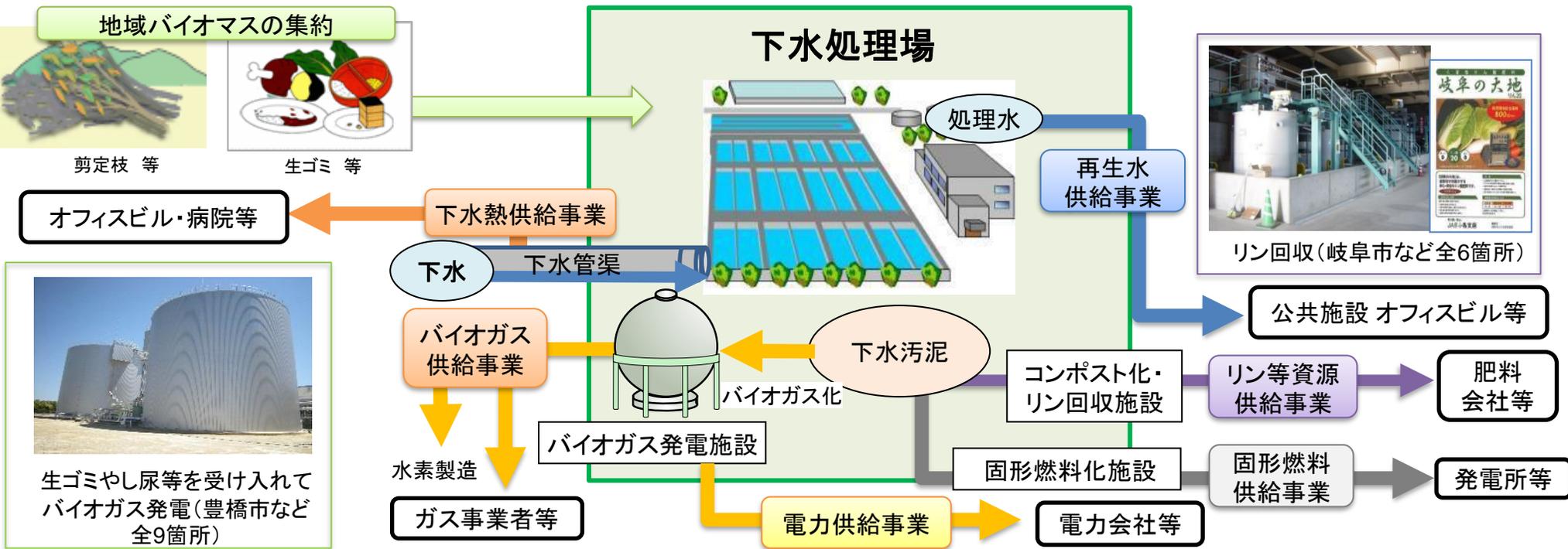
新たな法制度等 (盛土規制法等)

- 厳格な盛土許可制
- 不法盛土の監視強化 (許可地一覧の公表・現地掲示)
- 盛土許可違反の建設業者への処分

下水道が有する多様な資源・エネルギーの概要

(2) 下水道資源の有効活用の推進

下水処理場を地域のバイオマス活用の拠点とし、下水汚泥の固形燃料化やバイオガス発電等による化石燃料代替エネルギー源としての活用、下水汚泥の肥料利用とともに、下水汚泥と食品廃棄物など他のバイオマスの混合消化・利用によるエネルギー回収効率の向上を推進する。



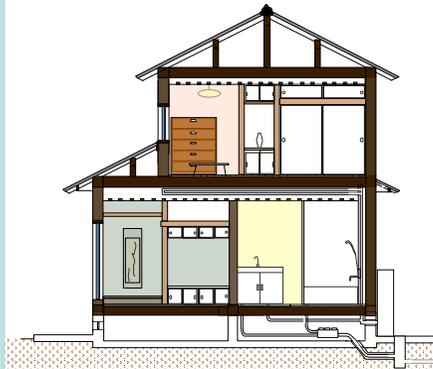
背景

ストック重視の住宅政策への転換 [＝住生活基本法の制定(H18.6)]

「長期優良住宅の普及の促進に関する法律(H21.6施行)」に基づく長期優良住宅に係る認定制度の創設

- 長期優良住宅の建築・維持保全に関する計画を所管行政庁が認定
- 認定を受けた住宅の建築にあたり、税制・融資の優遇措置や補助制度の適用が可能
- 新築に係る認定制度は平成21年6月より、増改築に係る認定制度は平成28年4月より開始
- 令和3年5月の法改正により、認定手続きの合理化や災害配慮基準の追加、既存住宅の認定制度を創設

認定基準



<2>社会的資産として求められる要件

- ⑤ 高水準の省エネルギー性能
- ⑥ 基礎的なバリアフリー性能 (共同住宅のみ)

<3>長く使っていくために必要な要件

- ⑦ 維持保全計画の提出

<4>その他必要とされる要件

- ⑧ 住環境への配慮
- ⑨ 自然災害への配慮
- ⑩ 住戸面積

<1>住宅の長寿命化のために必要な要件

- ① 劣化対策
- ② 耐震性
- ③ 維持管理・更新の容易性
- ④ 可変性 (共同住宅のみ)

特例措置

<1. 税制>

- 【新築】所得税／固定資産税／不動産取得税／登録免許税の特例措置
- 【増改築】所得税／固定資産税の特例措置
- 【既存】所得税／固定資産税※の特例措置 ※新築住宅における特例の期間内である住宅を取得した場合に限る

<2. 融資>

住宅金融支援機構の支援制度による金利の優遇措置

<3. 補助制度>

- 【新築】中小工務店等が整備する木造の長期優良住宅に対する補助
- 【増改築】既存住宅の長寿命化に資する取組に対する補助

認定実績

【新築】累計実績 (H21.6～R5.3)

1,474,572戸 (一戸建て：1,446,057戸、共同住宅等：28,515戸)

※R4年度 …118,036戸 (住宅着工全体の13.7%)

一戸建て：115,509戸 (住宅着工全体の29.3%)

共同住宅等：2,527戸 (住宅着工全体の0.5%)

【増改築】累計実績 (H28.4～R5.3)

1,586戸 (一戸建て：1,533戸、共同住宅等：53戸)

【既存】累計実績 (R4.10～R5.3)

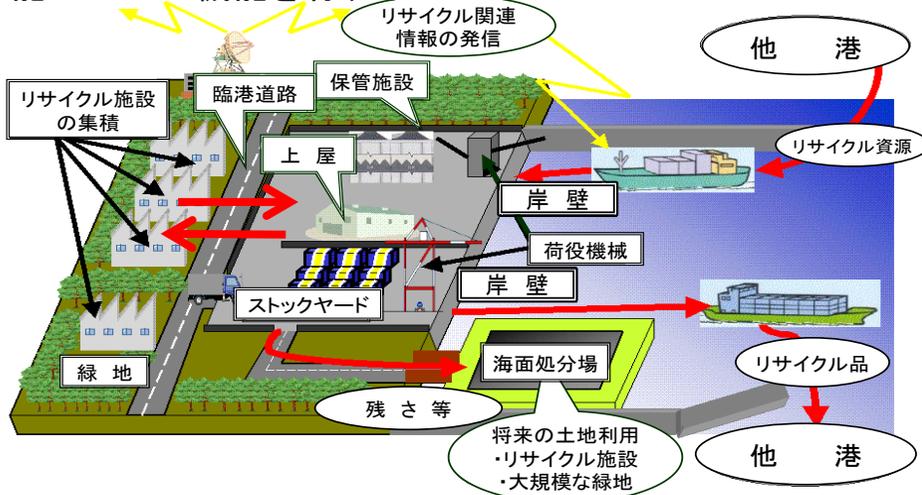
26戸 (一戸建て：25戸、共同住宅等：1戸)

○港湾を核とした効率的な静脈物流システムの構築とは、港湾に静脈物流の拠点を形成するとともにその拠点を海上輸送により結ぶ広域的なネットワークの形成を図ること。

○国土交通省では、静脈物流の拠点となる港湾をリサイクルポート(総合静脈物流拠点港)として指定するとともに、その拠点づくりを支援している。

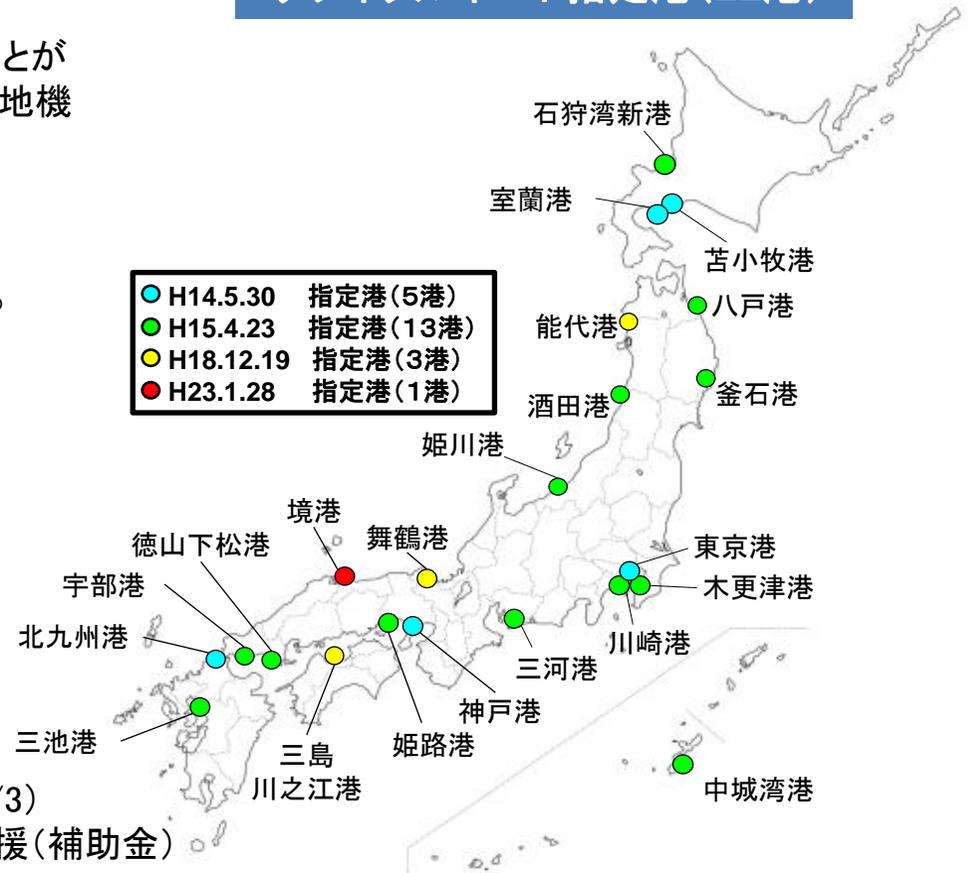
リサイクルポートのイメージ

リサイクルポートは、廃棄物等(資源循環貨物)を取り扱うことが可能な物流機能と、リサイクル処理施設の集積が可能な立地機能の二つの機能を有する



リサイクルポート指定港(22港)

● H14.5.30	指定港(5港)
● H15.4.23	指定港(13港)
● H18.12.19	指定港(3港)
● H23.1.28	指定港(1港)



リサイクルポート施策

- 岸壁等の港湾施設の確保
- 積替・保管施設等の整備に対する支援(補助金、補助率1/3)
- 海運による低炭素型静脈物流システムの構築に対する支援(補助金)
- 循環資源の取扱いに関する運用等の改善
- 官民連携の促進(リサイクルポート推進協議会との連携など)

- 近年、鉄スクラップの輸出、港湾を活用した災害廃棄物の広域処理、産業副産物の有効利用等の社会情勢やニーズが変化。
- 有識者等から構成される「リサイクルポート施策の高度化研究会」において、今後リサイクルポート施策の中で重点的に取り組む3つのテーマを選定。

現状と課題

①鉄スクラップ資源の国際流動

- 国内の潤沢な鉄スクラップ資源の主要輸出先が東アジアから東南アジアや南アジア等に変化。
- マラッカ海峡以遠への輸送に適した大型船による輸出に対応した機能(岸壁、ヤード)を有する港湾の利用が望ましい。



②港湾を活用した災害廃棄物の広域処理

- 首都直下地震等の大規模災害では、円滑な復旧・復興のため、域内で処理しきれない木くず等の廃棄物の広域処理が必要。
- 広域処理の実施に当たっては、受入施設候補の特定、陸揚げ後の保管、公共バースの円滑な利用に向けた検討・調整等が必要。



③港湾における産業副産物の利用促進

- 臨海部の基幹産業で発生するスラグ等の副産物について、その特性を活かした工事等での利用など、安定的な利用先の確保が必要。



最近の取組

- 令和3年2月、リサイクルポート推進協議会 国際資源循環部会が「我が国の国際鉄リサイクルビジョンに向けた中間取りまとめ」を策定。
- 国土交通省において、大型船の利用が可能となる国際物流ターミナルを石狩湾新港に整備し、鉄スクラップ資源の輸出拠点を形成(令和3年開始、現在事業実施中)。

- 平成30年リサイクルポート推進協議会に「災害廃棄物処理検討部会」を設置し、災害廃棄物の広域処理の円滑な実施に向けて、官民で連携して検討。
- 災害発生時において港湾を最大限に活用し、被災地の早期復旧・復興に貢献するため、仮置き場としての活用や最終処分場としての活用可能性について検討。

- 港湾整備事業等における活用促進を図るため、
 - ・「産業副産物の有効活用を図るための関係者連絡協議会」を設置し、産業副産物の供給元や活用先の間で定期的に情報共有を図る仕組みを構築。
 - ・「港湾・空港等整備におけるリサイクルガイドライン」を改訂。

- 国土交通省では、ブルーカーボン生態系を活用したCO2吸収源の拡大によるカーボンニュートラルの実現への貢献や生物多様性による豊かな海の実現を目指し、ブルーカーボンの拡大を進めるため、「命を育むみなとのブルーインフラ拡大プロジェクト」を令和4年度より取組開始。
- これまでも浚渫土砂や産業副産物等を活用し、藻場や干潟の造成等に関する取組を進めてきたが、藻場・干潟等及び生物共生型港湾構造物を「ブルーインフラ」と位置付け、全国の海へ拡大することを目指し、市民団体や企業の参加を促進するためのマッチング支援及び普及啓発等を進める。

ブルーカーボン生態系

【海草(うみくさ)藻場】



【海藻(うみも)藻場】



活用

- 様々な環境価値
水質浄化、地球温暖化対策、食料供給

ブルーインフラの拡大に関する取組事例

【生物共生型港湾構造物の整備】



【浚渫土砂を活用した干潟の整備】



【命を育むみなとのブルーインフラ拡大プロジェクト】

- ・ブルーインフラの保全・再生・創出の拡大に向けた環境整備等の取組を短期集中的(令和5年度まで)に進める

- ①ブルーカーボンの先導的な取組の推進(全国展開)
- ②温室効果ガス吸収源の拡大効果の簡便な算定手法の検討
- ③港湾施設の設計・工事における環境保全への配慮に係る取組の強化

- SAFの導入にあたり、**供給側の元売り事業者等と利用側の航空会社との連携が重要。**
- 技術的・経済的な課題や解決策を官民で協議し、一体となって取組を進める場として「**SAFの導入促進に向けた官民協議会**」を設置(R4.4)。「**規制**」と「**支援策**」のパッケージを決定 (R5.5)

＜構成員＞ (事務局：国土交通省、資源エネルギー庁)

民間	全日本空輸、日本航空、成田国際空港、中部国際空港、新関西国際空港、関西エアポート、三愛オブリ、定期航空協会、全国空港給油事業協会、在日航空会社代表者協議会（オブ）、ENEOS、出光興産、コスモ石油、富士石油、日揮HD、伊藤忠商事、双日、三井物産、三菱商事、石油連盟
政府等	農林水産省、資源エネルギー庁、国土交通省、環境省、NEDO（オブザーバー）

＜スケジュール＞

- ① 2022年 4月22日 目的の共有、課題の確認 等
- ② 11月 7日 両WG、ICAO総会の報告 等
- ③ 2023年 5月26日 SAF導入促進施策 中間取りまとめ、海外航空当局との意見交換の報告 等

SAF製造・供給WG
(事務局：エネ庁)

テーマ
・国産SAFの製造供給
・SAF原料の安定確保

- ① 2022/7/29
- ② 2023/3/29
- ③ 2023/5/18

SAF流通WG
(事務局：国交省)

テーマ
・サプライチェーン構築
・国産SAFのCORSA認証

- ① 2022/7/26
- ② 2023/2/7
- ③ 2023/3/24

＜第3回概要＞

- 国産SAF供給見込量を更新[192万kL]、2030年時点の使用燃料10%相当のSAF利用見込量[171万kL]を上回る見通し。今後も 需要・供給量のすり合わせの必要性を確認。
- 国産SAF供給体制の構築に向けて「**規制**」と「**支援策**」のパッケージを提示。SAFの利用・供給目標を法的に設定するとともに、初期投資を中心とした政府による積極的な支援を検討。
- 原料の国内調達比率向上に向けた関係省庁の取組をアクションプランとして年内めどに策定。(製造供給WG)
- 認証取得支援の継続、新たに環境価値 (Scope3) 見える化の実証事業に取組。(流通WG)

(主な意見)

- ・ 外航エアラインの需要量の精査を継続。
- ・ 国際競争力のある価格実現のため、供給側への事業運営費の支援が必要。